

2 出 産 期

赤ちゃんが生まれたら、出生届を提出し、児童手当や医療費の申請など、提出期限内に各種手続きを済ませましょう。

① 届出・手当などについて

出生届

赤ちゃんが生まれた日から、14日以内に住所地、出生地、本籍地、居住地のいずれかの市町村役場で出生届を提出してください。

- 届出人：赤ちゃんの父親または母親
- 届出に必要なもの：
 - 出生届書、母子健康手帳、母子健康手帳（別冊）、印鑑、記念品（ラミネート加工した出生届）を希望する方は写真
- 問い合わせ先：市民課 戸籍住基班 ☎72 - 6112

出生連絡票の提出

赤ちゃんが生まれたら、母子健康手帳（別冊）の中にある「出生連絡票」をご提出ください。
保健師等がご家庭を訪問し、相談を行います。

- 問い合わせ先：子育て世代包括支援センターネウボラ GOTO ☎74 - 0678

出産育児一時金

国民健康保険の被保険者が出産したとき、1人につき42万円（双子以上の場合はその人数分）支給されます。
妊娠12週（85日）以降であれば、死産・流産でも支給されます。（産科医療補償制度対象外の分娩の場合は40万4千円）

- 対象：国民健康保険被保険者
- 支給の方法（次の①または②いずれかの方法）
 - ①国保から医療機関へ直接支払をする
 - ②退院時に出産費用をいったん支払った後で、被保険者の方が一時金を支給申請する。
- 手続き：各医療機関もしくは国保健康政策課 国保・年金班へお問い合わせください。
- ※国民健康保険以外の方は、勤務先へお問い合わせください。
- 問い合わせ先：国保健康政策課 国保・年金班 ☎88 - 9166

「乳幼児福祉医療」「未熟児養育医療の給付」については34・35ページに記載しています。

児童手当

- 支給対象：0歳から中学校修了前の子どもを養育する父母等
- 支給額：
 - 0歳～3歳未満：15,000円（一律）
 - 3歳～小学校修了前：10,000円（3子以降は15,000円）
 - 中学生：10,000円（一律）
 ※児童を養育している方の所得が、所得制限限度額以上の場合は、特例給付として児童一人当たり月額5,000円を支給します。
- 支給月：6月、10月、2月
（各支払月の前4か月分を支給）
- 申請・手続き（公務員の申請は職場で行います。）

主な異動内容	届出書	ご準備いただくもの
第1子出生、転入、婚姻・縁組に伴う受給者変更、公務員退職など	新規認定請求書	請求者の印・通帳、個人番号など
第2子以降の出生、縁組による児童増など	額改定認定請求書	請求者の印
児童死亡、離婚による児童減など	額改定届または支給事由消滅届	受給者の印
受給者が、転出、離婚等で児童を監護しなくなった、公務員になったなど	支給事由消滅届	受給者の印

児童手当は、原則、申請した月の翌月分から、支給事由の消滅した日の属する月までの支給です。

ただし、誕生日や転入日（前住所地での転出予定日）、公務員を退職した日など、異動のあった日が月末に近い場合、申請日が翌月になっても、異動日の翌日から15日以内であれば、申請月分から支給します。

申請が遅れると、遅れた月分の手当を受けられなくなりますので、ご注意ください。

- 問い合わせ先：こども未来課 子育て支援班 ☎74 - 5831

① 届出・手当などについて（続き）

産前産後期間の国民年金保険料の免除

平成31年4月から、届出により産前産後期間の国民年金保険料免除が適用されます。

産前産後期間として認められた期間は、保険料を納付したものととして老齢基礎年金の受給額に反映されます。

また、保険料を前納されている場合、その期間の保険料は還付されます。

- 対象：国民年金第1号被保険者の方
- 免除期間：出産予定日または出産日が属する月の前月から4か月間
(多胎妊娠の場合は3か月前から6か月間)
※出産とは、妊娠85日(4か月)以上の出産(死産、流産、早産を含む)をいいます。
- 届出期間：出産予定日の6か月前から届出可能です。
- 問い合わせ先：国保健康政策課 国保・年金班
☎88 - 9166

産後面接

赤ちゃんの成長やお母さんの体調、知りたいこと等について助産師・保健師がお話させていただきます。

妊娠後期面接で選んでいた育児パッケージもお渡しします。

産後2か月経ったら「ネウボラ GOTO」へご予約ください。

- 対象：産後2か月頃のお母さんと赤ちゃん
- 実施場所：保健センター3階
- 必要なもの：母子健康手帳
- 問い合わせ先：子育て世代包括支援センターネウボラ GOTO
☎74 - 0678

② 新生児の検査について

新生児聴覚検査

聴覚障害を早期発見し、適切な治療や訓練を受け、言葉の発達を促すために、新生児に「聞こえ」の検査を行います。検査は赤ちゃんを傷つけずに自動的に判定を行う安全な検査です。

- 対象：新生児
- 実施場所：県内の委託医療機関（産科）
- 費用：3,000円の補助があります。
(3,000円を差し引いた額を医療機関へお支払いください。)
- 問い合わせ先：子育て世代包括支援センターネウボラ GOTO
☎74 - 0678

先天性代謝異常検査

この検査は、出産した医療機関において新生児を対象に（生後5～7日）行われています。

- 問い合わせ先：子育て世代包括支援センターネウボラ GOTO
☎74 - 0678